別表第３（第22条関係）

大臣許可漁業	表示場所	表示様式
（略）	（略）	（略）
遠洋底びき網漁業	（略）	（略）
東シナ海はえ縄漁業	同上	東海はえ123
大西洋等はえ縄等漁業	同上	西はえ123
太平洋底刺し網等漁業	同上	底さし123
（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）
基地式捕鯨業	クロース・ネストの両側	基 一 一 一 一 一 一 一 一 一
かじき等流し網漁業	船橋の両側面	かじき流123
東シナ海等かじき等流し網漁業	同上	東海かじき123
中型さけ・ます流し網漁業	同上	（略）
ずわいがに漁業	同上	日カ123
（略）	（略）	（略）

備　考

１・２　（略）

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
（略）	（略）
遠洋底びき網漁業	一～四　（略） （削る。）

別表第１の２（第16条関係）

指定漁業の名称	表示場所	表示様式
（略）	（略）	（略）
遠洋底びき網漁業	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
大型捕鯨業	クロース・ネストの両側	大 一 一 一 一 一 一 一 一 一
小型捕鯨業	同上	小 一 一 一 一 一 一 一 一 一
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
中型さけ・ます流し網漁業	船橋の両側面	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

備　考

１・２　（略）

別表第二（第十七条関係）

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
遠洋底びき網漁業	一～四　（略） 五　前号に規定する海域（グリーンランド、カナダ及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。）において、網目の内径が百三十ミリメートル未満の網（麻（マニラ麻を除く。）、ポリアミド及びポリエステルの繊維で作られた網にあつては、百二十ミリメートル未